

平成26年度「キャリア教育・就労支援等の充実事業」成果報告書

受託団体名	茨城県教育委員会
-------	----------

I 概要

1 モデル地域の概要

①モデル地域の種類 ※Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型のいずれかに○を付してください。

<input type="checkbox"/>	Ⅰ型（連携型：特別支援学校高等部及び高等学校の連携）
<input type="checkbox"/>	Ⅱ型（単独型：特別支援学校高等部のみ）
<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅲ型（単独型：高等学校のみ）

②モデル校の一覧

設置者	学校種	課程又は障害種	学校名（ふりがなを付すこと）
茨城県	高等学校	定時制	県立鹿島灘高等学校 (けんりつ かしまなだ こうとうがっこう)

2 研究課題

県立高等学校には、発達障害等を含む特別な支援を必要とする生徒が少なからず在籍しており、各校において個に応じた支援体制づくりが進められている。しかし、職業的自立を支援する点においては、保護者を含む支援者の理解不足や、職業的自立に必要な合理的配慮の不十分さから、生徒のニーズに応じた自己実現可能な就労ができなかったり、早期離職につながったりする例も多い。

そこで、特別支援学校で培われた職業的自立を支援するためのノウハウを、高等学校に在籍する発達障害等を含む特別な支援を必要とする生徒に活用し、高等学校におけるキャリア教育を推進するとともに、就労支援の充実を図るための具体的な支援内容の整理や支援方法の確立について研究する。

3 研究の概要

モデル校に在籍している特別な支援を必要とする生徒に対し、平成25年度「幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導に関する専門家派遣事業」の実施により、特別支援教育コーディネーターの派遣や発達障害等に関する専門家派遣を受けるなど、学校全体で個に応じた支援の体制づくりを進めている。

そこで、さらに卒業後の自立と社会参加を推進するため、キャリア教育や就労支援に関する支援の充実を図る。

本研究では、就労支援アドバイザーを高等学校へ配置し、特別支援学校等で取り組まれている就労支援のノウハウ等を高等学校の進路担当者等へ提供することで、高等学校における一人一人の実態に応じた就労支援の充実を図る。

また、近隣の県立特別支援学校や福祉、労働等の関係機関との連携等の方法について支援し、モデル校を取り巻く就労支援ネットワーク構築を図る。

<本事業の取組について>

○ 就労支援について

- ①生徒本人、担任、保護者との連携がとれ、保護者が障害について認知しているケースについては、手帳取得（主に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）状況の有無や取得希望の有無に応じて、保護者との面談等を実施した。また、居住地の市の福祉課やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の相談機関の紹介等をした。
- ②保護者や本人の障害理解が難しいケースについては、授業観察等を通して、担任、鹿島特別支援学校の巡回相談員、スクールカウンセラー（以下SCと記す）と情報交換をした。可能ならば、生徒にカウンセリングを勧めるようにし、保護者と関わりがもてる場を設定するようにした。
- ③校内の職員研修会で発達障害のある生徒へのかかわり方を含め、就労支援やキャリア教育についての理解を深めるようにした。また、担任、進路指導主事等関係者との話し合いの場を設けるようにした。

○ キャリア教育について

生徒の実態から、基本的な生活習慣の確立や、コミュニケーションの確立を目指す必要があると考え、「授業を受ける心得10箇条」の励行を促すことを基本とした。授業参観、授業観察や授業支援等を実施し、生徒の困難さの理解や対応について、担任等と話し合いアドバイスをした。ケースに応じて、特別支援学校巡回指導員やSCとのかかわりをもつことで、より適切な対応ができるようにした。

【注釈】

※授業参観：生徒の実態把握のため。

※授業観察：担当者等から相談があった場合。生徒の困難さや実態把握のため。

※授業支援：授業担当者からの依頼を受け、授業への参加を促す等の支援を行った。

4 研究の成果

<キャリア教育について>

各教員において、特別な教育的支援を必要とする生徒への、支援についての意識が高まり、教科指導だけでなく、キャリア教育の視点から、言葉かけの仕方や掲示物の掲示の仕方などに工夫が見られるようになってきた。

【具体例】

- ① 授業や学校生活の中で、教師から生徒へ積極的にかかわりをもちながら、基本的な生活習慣の確立を目指して支援をしてきた。現在は「自分のことを心配してくれる大人がいる」ことで感情が安定し自己肯定感をもつことができるようになってきている。
- ② 担任の依頼により、選択性寡黙の生徒の相談を筆談や会話（一回に2～3語程度）によって週1時間で14回実施した。現在は自分のこと等について話せるようになってきている。
- ③ 就労支援アドバイザーが授業参観等を行い、担当者に対して助言をすることで、言葉だけの指示や説明では理解が困難な生徒に対して、ワークシートや掲示物等の視覚的教材が活用されるなど、授業の中でも個別の支援が進められてきている。

<就労支援について>

個別面談や関係機関との連携等により、本人や保護者の理解が図られることで、これまでの一般的な就労支援に加え、就労支援事業所で体験や福祉サービスの活用など、個に応じた対応の充実が図られた。

【具体例】

- ① 本人や保護者と共通理解を図り、ハローワーク等への相談や登録等が行われるようになった。
- ② 各福祉機関のサービス等について理解が進められ、卒業後のサービス利用や、障害者手帳の取得による、障害者雇用枠での就労を目指すことができるようになってきた。

【注釈】

※選択性寡黙：話す能力は十分にあるが、特定の状況では話すことができない状態

※身体障害者手帳：身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある方に対して交付される

※療育手帳：茨城県の子童相談所又は福祉相談センターにおいて知的な遅れがあると判定された方に対して交付される

※精神障害者保健福祉手帳：精神保健福祉法に規定された障害のある方に対して交付される

5 課題と今後の方策

<明らかになった課題>

- 高等学校においては、様々な理由で福祉的な相談をしない、障害について診断を受けていても本人や保護者が障害を認められない、学校に知らせないというケースが見られる。

しかし、生徒の困り感や二次障害としての問題行動等に根気強く対応し、生徒本人や保護者との話し合いを継続する中で相談したい時に「誰に相談したらよいのか」と

いう情報を提供することが大切だと考える。

本校では、就労支援アドバイザーやSCに相談することで生徒や保護者の悩み等を共有し、外部の相談機関等へスムーズにつながることができたケースがあった。

- 本校はフレックススクールとして、自分の好きな時間に授業を受けることができるが社会に出て働く場合は、自分の希望で勤務内容や時間を選べるケースは多くない。特別な教育的支援を必要とする生徒における、働く環境や必要な支援を整えていくことも重要であるが、同時に本人が、可能な限り職場の環境に合わせられる力を身に付けられるような支援を、1年次から計画的に行う必要がある。
- 進路指導だけでなく、学級担任や授業担当者の理解が進み、授業においても、個に応じた支援が進められてきているが、さらに授業等における、きめ細やかな配慮や発問の仕方や応答等について研修を進める必要がある。

<今後に向けて>

- 高等学校の教育課程にある「就労体験」が、特別支援学校における「産業現場における実習（以後：現場実習）」のように、成果や課題を明確にした上で実施されれば自分にできることや自分の課題を踏まえながら、「働くことの意義」や「きまりを守ることの大切さ」等の意識を高めることができると考える。
現状の教育課程では、一定期間の実習を実施することは難しいが、今後現場実習が高等学校の教育課程に組み入れることができれば、生徒一人一人に対する就労支援の充実を図ることができる。
- 発達障害等教育的配慮が必要であると思われる生徒やその保護者に根気強く対応することで、保護者の悩みや思いに寄り添いながら支援することが大切である。また、「卒業後でもハローワーク等の福祉機関に相談できる」ことなどの情報を知らせることも大切である。卒業後の就労支援だけでなく、生活支援の相談ができる相談機関の情報を学校と保護者が共有できるシステム作りが必要である。
- 就労支援アドバイザーが、学級活動や総合的な学習の時間等の授業の中で、キャリア教育や就労に関する内容のモデル授業を実施し、高等学校の教員が授業を参観することで、研修できる機会を設ける。

【注釈】

※SC（スクールカウンセラー）：児童生徒、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う。